○農林水産省告示第二千四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市吉田久長字一本栗六六九の一、六六九の二、六六九の四、六七八、六七九、六八一、六八三の二、六八四の一から六八四の三まで、六七五、六七六、六九二、六九四、字葉暮六九七、七二一の一、七二一の三、七二二、七二三の一、七二三の二、七二四から七二六まで、七二七の一、七二七の三、七二七の四、七二七の七、七二八、字峯ノ久保九〇八、九一一・九一九・九二三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九二〇、九二一、字馬道一〇一四の一、一〇一四の二、一〇一七の一、字高畑七三九、七四〇の一、七四〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字峯ノ久保九一一・九一九・九二三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三号

「電力システムに関する改革方針」（平成二十五年四月二日閣議決定）を踏まえ、重要送電設備等の指定に関する規程を次のとおり定める。

平成二十五年九月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

重要送電設備等の指定に関する規程

（総則）

第一条　本規程は、「電力システムに関する改革方針」（平成二十五年四月二日閣議決定）を踏まえ、その設置を推進することが特に重要な送電設備及びこれに附帯する設備（以下「重要送電設備等」という。）の円滑な設置を図るため、重要送電設備等の指定に関し必要な手続を定める。

（対象設備）

第二条　重要送電設備等の指定の対象となる送電設備及びこれに附帯する設備（以下「送電設備等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　地域間連系線（一般電気事業者の供給区域を連系する送電設備（周波数変換装置及び交直変換装置を含む。）をいう。）及びこれに附帯する変電設備その他の設備

二　地域内送電線（一般電気事業者の供給区域内の送電設備をいう。）のうち、使用電圧が二百五十キロボルト以上のもの及び一般電気事業者の供給区域内の最上位電圧から二階級までのもの（最上位電圧が二百五十キロボルト未満の場合にあっては、最上位電圧のもの）並びにこれらに附帯する変電設備その他の設備

（指定）

第三条　前条各号に規定する送電設備等の設置を行う者であって重要送電設備等の指定を申請するもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（以下「重要送電設備等指定申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　指定を受けようとする送電設備等の名称（名称が確定していない場合にあっては、その仮称）

三　指定を受けようとする送電設備等の設置の必要性

四　申請の理由

五　設置検討場所（指定を受けようとする送電設備等を設置しようとする地域をその区域に含む都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）

六　送電設備にあっては、電圧、こう長、回線数並びに電線の種類及び太さ

七　周波数変換装置及び交直変換装置にあっては、出力

八　送電設備に附帯する変電設備その他の設備にあっては、その概要

2　前項の重要送電設備等指定申請書には、指定を受けようとする送電設備等の設置の計画に関する説明書を添付しなければならない。

3　資源エネルギー庁長官は、第一項の申請があった場合には、あらかじめ、重要送電設備等の指定が行われる前に、指定を受けようとする送電設備等を設置しようとする地域をその区域に含む都道府県の知事に対して、当該送電設備等に係る意見の照会を行うものとする。

4　資源エネルギー庁長官は、第一項の申請があった場合には、あらかじめ、重要送電設備等の指定が行われる前に、関係省庁における協議連絡の場において、指定を受けようとする送電設備等について審議を行うものとする。

5　経済産業大臣は、第一項の申請があった場合には、指定を受けようとする送電設備等が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、指定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

一　申請者が電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者である場合にあっては、同法第二十九条第一項に規定する供給計画に記載されていること。

二　設置の計画の具体化が確実であること。

三　電力系統の広域運用による電気の安定供給の確保等の観点から重要な送電設備等であること。

四　第三項の意見の照会を受けた都道府県の知事の意向について考慮がなされていること。

五　国土の総合的な開発・利用の見地から適切な考慮がなされ、国土の総合開発計画、地域の開発・整備計画等との調和が図られるものであること。

六　国土の保全、歴史的環境の保護・保存との調和及び農林水産業等との調和が図られるものであること。

七　人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の保全等の環境の保全が図られるものであること。

八　前項の協議連絡の場において関係省庁の同意が得られていること。

6　経済産業大臣は、前項の指定を行ったときは、遅滞なく、第一項第一号（氏名又は名称及び住所に限る。）、第二号及び第五号から第八号までに掲げる事項を公表するものとする。

7　前項の公表は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（変更）

第四条　前条第五項の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、設置検討場所を追加しようとするとき並びに前条第一項第六号（電圧に限る。）及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前条第三項から第七項までの規定は、前項の変更の承認に準用する。この場合において、前条第五項中「申請者」とあるのは「指定事業者」と、同項第四号中「第三項」とあるのは「この項において準用する前条第三項」と、前条第六項中「第一項第一号（氏名又は名称及び住所に限る。）、第二号及び第五号から第八号までに掲げる事項」とあるのは「前項の変更の承認に係る事項」と読み替えるものとする。

3　指定事業者は、設置検討場所を変更したとき（設置検討場所の追加以外の変更をしたときに限る。）並びに前条第一項第一号、第二号、第六号（回線数並びに電線の種類及び太さに限る。）及び第八号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法人である指定事業者が、前条第一項第一号（代表者の氏名に限る。）に掲げる事項を変更したときは、この限りでない。

4　経済産業大臣は、前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を公表するものとする。

5　前条第七項の規定は、前項の公表に準用する。